

『ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース』の設置について

目次

1. 背景と概要
2. タスクフォースの位置付けと構成
3. 審議事項
4. スケジュール (案)

1. 背景と概要

1998年6月に米国商務省から出されたホワイトペーパーを受けて、同年秋、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が承認されました。ホワイトペーパーはまた、WIPO (世界知的所有権機構) に対して、商標とドメイン名の紛争解決の問題に関する一連の勧告をまとめるよう求めておりましたが、WIPO はこの要請を受け、同年7月にインターネット・ドメインネーム・プロセスを開始。三度に渡るコメント要請と世界各地で開催した公聴会の結果を受けて、1999年4月、最終レポートを ICANN 理事会に提出しました。

ICANN はこれを受け、同レポート「第3章：統一紛争解決手続き」の検討を開始。原則支持の決議を経て、具体的なドキュメント作成へと進み、10月末の理事会にて「統一紛争解決ポリシー」と並びに「紛争解決ポリシーの手続きルール」の採用が承認されました。また、同時にこれらに則って紛争を解決する「紛争解決サービスプロバイダ」と呼ばれる組織も複数名乗りを上げております。同ポリシー並びにルールは、一部のレジストラを除いて12月1日より採用され、すでに12月3日の時点で既存のドメイン名に対して紛争解決の申立てが1件出されるという結果になっています。

ICANN で採用された紛争解決ポリシーの大きな特徴は、「悪意による不正なドメイン名の登録・使用」に起因する紛争は、同ポリシーで規定する「義務的紛争解決手続き」による解決を図り、それ以外のドメイン名紛争（例えば、両当事者ともに正当な権利をもっている場合）は、裁判または仲裁など従来の方法で解決を図るというものです。

ドメイン名の登録・使用が悪意をもってなされると、(1) 商標権者によるライバル会社に対する販売・貸与・移転する目的で登録している場合、(2) 商標権者によるドメイン名使用を妨害する目的で登録している場合、(3) ライバル会社の事業を混乱させる目的で登録している場合、(4) ドメイン名を使って商標権者の商標との混同を故意に起こし、利益を目的として、自社の Web サイトにインターネットユーザーを引き寄せようとしている場合、などが悪意によるドメイン名の登録・使用の証拠としてあげられています。

また、手続き的な面における特徴をあげるならば、レジストラの非関与（手続きへの不参加、結果に対する免責）、義務的（同ポリシーを採用しているレジストラ経由でドメイン名を登録した者は、第三者から申立てがあった場合、紛争解決サービスプロバイダによる紛争解決手続きに必ず付託しなければならない）、非拘束的（紛争解決サービスプロバイダによる手続きの最中、あるいは、終了後、裁判所に不服を訴えることができる）、迅速（紛争解決のプロセスは原則としてすべてオンラインで行われ、手続き開始から結果が DNS に反映されるまでの所要日数は 55 日程度）、低コスト（パネリストが 1 名の場合、費用は US\$1,000 程度）、などがあります。

さて、翻って日本の状況を見ると、一部商標に抵触するドメイン名の存在も指摘されていますが、裁判によってその解決を求めるという動きは少なく、JPNIC の観点からは問題が顕在化しているとはいえない状況にあります。日本で紛争が少ないので、「一組織一ドメイン名」「ドメイン名の移転禁止」などの JPNIC が持つ原則によるところが大きいと考えますが、日本社会におけるインターネットの急速な拡大とともに、これらの原則を廃止し、もっと自由にドメイン名の登録ができるようになることを求める声が大きくなっているのも事実です。

JPNIC としては、ドメイン名移転の自由化、並びに、一組織が複数ドメインを登録できる汎用 SLD (汎用第2レベルドメイン) の導入を検討していますが、その

実施に当たっては、ドメイン名と知的財産権（特に商標）との紛争の未然の防止、並びに、紛争が発生した場合の解決手続きを策定する必要があると考えております。

同時に、国境を越えたメディアであるインターネットの特性を考慮に入れるならば、JPドメインだからという理由で常に日本という国の枠組みに固執することは困難であり、現在、ICANNで進められている紛争解決ポリシー策定の動きとのハーモナイゼーションを十分にとる必要があると考えております。

このような状況を受けて、JPNIC ドメイン名検討部会では、知的財産権や不正競争などの法律の専門家、また、既存の調停・仲裁機関の関係者を中心として「紛争解決ポリシーに関するタスクフォース（DRP-TF）」を結成することにいたしました。

このタスクフォースは、日本の法制度や調停・仲裁のシステムを十分配慮した上で、ICANNで策定された「統一紛争解決ポリシー」並びに「統一紛争解決ポリシーのための手続きルール」をローカライズすることを主たる目的として作業を進めていきたいと考えております。タスクフォースの結論は、JPNIC 運営委員会に対して勧告として提出され、その後、一般からのコメントを求めるために公開される予定です。

2. タスクフォースの位置付けと構成

本タスクフォースは、運営委員会の外部答申委員会という位置付けにおくものとし、その審議結果を運営委員会に答申するものとします。

本タスクフォースの名称、目的、メンバ構成は次の通りです。

和名：ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース
英名：Domain Name Dispute Resolution Policy Task Force
略称：DRP-TF

目的：ドメイン名登録に関する紛争解決のポリシー、並びに、それを具体的に実現する手段・方法について検討する

構成：（敬称略、50音順）（案）

主査

松尾 和子（中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士）

メンバー

押本 泰彦（押本特許商標事務所 弁理士、弁理士会 前 商標委員長）
小田 久司（JPNIC DOM-WG メンバー）
加藤 幹之（Internet Law & Policy Forum 会長、ICANN DNSO Names Council メンバー）
菊池 武（新橋国際法律事務所 弁護士、工業所有権仲裁センター 副センター長、国際商事仲裁協会理事）
久保 次三（前 日産自動車株式会社 知的財産部 特許主管、WIPO PANEL OF EXPERTS メンバー）
小島 武司（中央大学法学部教授、民事訴訟法学会理事長）
佐藤 恵太（中央大学法学部助教授）
則近 憲佑（(財)ソフトウエア情報センター(SOFTIC) 専務理事、WIPO PANEL OF EXPERTS メンバー）
丸山 直昌（JPNIC 副理事長）
水谷 直樹（水谷法律特許事務所 弁護士・弁理士）
室町 正実（東京丸ノ内法律事務所 弁護士）
矢部 耕三（ユアサハラ法律特許事務所 弁護士、日本商標協会 法制度部会 副部会長）

メンバー兼世話人

坪 俊宏（JPNIC DOM-WG メンバー）

オブザーバ

通商産業省（情報処理振興課、知的財産政策室）
特許庁（商標課、国際課）
郵政省（データ通信課）

なお、本タスクフォースの進行を円滑に進めるため、ドラフト文書を作成するドラフティング小委員会を次の構成にて設置するものとします。

ドラフティング小委員会（敬称略、50音順）
メンバー 久保 次三、坪 俊宏、丸山 直昌、室町 正実、矢部 耕三

3. 審議事項

本タスクフォースでは次の事項について審議するものとします。

- (1) ドメイン名登録に関する紛争解決ポリシー
- (2) 紛争解決のための手続きルール
- (3) ドメイン名登録合意書について
- (4) その他
 - ・紛争解決サービスプロバイダーの選定について
 - ・不正なドメイン名登録防止のための法整備について

4. スケジュール（案）

本タスクフォースは、以下のスケジュールにて設置し、審議を進めていきたいと考えております。

1999年12月10日	メンバ決定 タスクフォース設置について一般に告知
12月16日	(1) (2) (3) に関するドラフティング開始
12月下旬	Internet Week '99 DOMAIN-TALK ミーティング 第1回 DRP-TF
2000年 1月下旬	審議事項：論点の整理 第2回 DRP-TF
2月下旬	審議事項：ドラフト文書についての審議 第3回 DRP-TF
3月中旬	審議事項：答申文書についての審議および確定 DOM-WG 3月部会
3月中旬	審議事項：答申文書の検討 運営委員会
3月下旬	審議事項：答申文書の検討 一般への告知、パブリックコメントの募集（2ヶ月間）
5月下旬	最終文書の策定・公表

以上。
=====